

く冷淡なると憤れる友愛會は、同月十六日和田氏と理事
の一人とする本會に對して一の公開狀を發してその態度
の聲明を迫つた。茲に於て本會は同月二十一日臨時理事
會を開催して協議の結果、友愛會の公開狀に對しては答
辯の必要を認めず、又争議の経過にも立ち入るべきに非
かとして、今後此の問題に對し絶對に關係せざることに
決定せる上、唯目下論議の中心問題たる労働者團結権
承認の意義を明らかにするに適當と認め、同問題に關
する次の如き意見書を發表するに止まつた。

意見書

労働者團結権を用語は廣く世間に行はれ其意義は
明白なるが如く一般に思惟せらるゝと深く此用語の性

質を究むるときは種々の解釋を附し得らるべく從つて
團結権の否認と言ふ事實の説明も簡單なるものではな
い、自ら多岐に涉るを免れたいのである。資本家が勞
働組合に對し濫りに壓迫を試み之が發達を阻害するの
行動をなすは團結権否認の一例たるは言ふまでもな
い、惟ふに事實たる労働組合の發達は本會の主張たる
勞資協調の目的を貫徹する一方法である、然るに此意
義に於ける團結権の否認は本會の主張に適合せたるに
のたふことは茲に言明して憚らざる所である。今回の
争議に於て事實の問題として會社は此意義に於ける團
結権の否認をなしたるものに非ることと言明し、友愛
會は全く正反對の認定をなし所謂水掛論に了はるは遺
憾の事である。更に團結権否認に就き資本家が労働組